

平成 26 年 8 月 1 日  
保育課

## 新制度における保育の必要性の認定基準について

現在、保育園に入園する際の基準となる「保育に欠ける」要件は、児童福祉法第 24 条第 1 項により、条例で定めることになっており、「新潟市保育の実施に関する条例」（別紙 1）で定めています。

新制度では、「保育の必要性の認定基準」について、国が「子ども・子育て支援法施行規則」（別紙 2）で規定しているため、現行の条例を廃止し、国の施行規則で保育を実施することになります。

なお、国の施行規則では、就労理由で入園する場合は、1 か月の労働の下限時間を、市町村で定めることになっています。現行の入園基準は、「1 日 4 時間以上、週 4 日以上仕事をしている」としており、月に換算すると 4 時間×4 日×4 週=64 時間となるため、下限時間を「64 時間」と定めたいと考えております。

現在は、64 時間以上就労していても、「1 日 4 時間以上、週 4 日以上」就労していなければ入園できませんが、新制度では日や週の条件はなくなります。

64 時間未満の就労の方は、3 歳未満児は一時預かり、3 歳以上児は幼稚園や認定こども園の利用となります。

### ○現行と新制度の基準の主な相違点

- ・現行は同居の親族等が保育できる場合は、保育に欠けないとしていたが、新制度では、同居の親族等は考慮せず、保護者の状態のみで判断する。
- ・新制度では、継続的な求職活動、学生、虐待、DV、育児休暇中の兄・姉の保育が明文化された。（本市では現在もこれらの事由で入園を認めています。）

### ○今後の予定

- ・平成 26 年 9 月議会で、「新潟市保育の実施に関する条例の廃止について」を上程する。
- ・8 月中に規則により、就労の下限時間を 64 時間と定める。
- ・10 月 1 日より、平成 27 年度の保育園等の入園募集を開始する。

## 現行の条例 (廃止するための条例を9月議会に上程予定)

### ○新潟市保育の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平10条例17・一部改正)

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(平10条例17・平19条例34・一部改正)

(申込手続等)

第3条 この条例に定めるものの外、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。

(平10条例17・一部改正)

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第17号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第34号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成27年4月の入園事務はこの規則で行います。  
※就労の下限時間を市で定める必要があります。

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

平成二十六年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
  - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
  - ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行つてい  
る又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規  
定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（  
イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特  
定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を  
利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認  
められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この府令は、法の施行の日から施行する。

(就労時間に係る要件に関する特例)

2 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。